

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 29 日

学校法人 徳庵学園
理事会・評議員会 様

学校法人 徳庵学園

監事 上 西 啓 之

監事 友 西 芳 美

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人徳庵学園寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人徳庵学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について、理事長から学園運営の報告を聴取し、重要書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人徳庵学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人徳庵学園の令和 6 年 3 月 31 日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認める。